

身体介護	20分未満	166円
	20分以上 30分未満	249円
	30分以上 1時間未満	395円
生活援助	20以上 45分未満	182円
	45分以上	224円
通院等乗降介助	1回につき	98円

しんたいかいごへん

訪問介護ができること ～身体介護編～

- 〈排泄介助〉 ・ トイレでの排泄・オムツ交換
- 〈入浴介助〉 ・ 入浴、シャワー浴の介助・手浴、足浴、清拭
- 〈外出援助〉 (公共交通機関・車椅子・徒歩などによる)
 - ・ 通院介助・買物同行・散歩
- 〈移動介助〉 ・ 体位変換・室内移動・車椅子等への移乗
- 〈食事介助〉 ・ 食事摂取のための介助
- 〈医療行為〉 ※一定の研修を受けた職員のみ実施可能
 - ・ 痰の吸引・経管栄養
- 〈その他〉 ・ 洗面、歯磨き、散髪、爪切り・更衣介助

せいかつえんじょへん

訪問介護ができること ～生活援助編～

- 〈調理〉 ・ 一般的な家庭調理・食事の配膳
- ・ 食事後の片付け、食器洗浄
- 〈掃除〉 ・ ご利用者様が日常的に使用している場所のみ
(居室・寝室・台所・風呂場・洗面所・トイレ・廊下・玄関等)
- 〈洗濯〉 ・ 家庭用洗濯機で洗える日常的な物のみ
(普段着・寝間着・下着・シーツ・タオル等)
- 〈寝具の整頓〉 ・ 布団の上げ下げ・布団干し・シーツ交換
- 〈買い物〉
 - ・ 食品の買い物の代行・生活必需品の買い物代行
- 〈その他〉 ・ 代筆・代読・ご利用者様本人が服用する薬取り
- ・ ご利用者様本人の手紙の投函

※サービスの対象はご利用者様本人のみにしてとなります。

※ご利用者様本人以外の生活援助は行えません。(ご家族様等は対象外)

※「医療行為に類似するサービス」は法律で禁止されています。

ご家族様ができることでも、ヘルパーによるサービスとしては禁止されています。

(一部例外あり)

※予定されている時間を超えてのサービスは提供できません。

※「ヘルパーにできること」に記載されている事項の中でも、担当ケアマネジャーのサービス計画にプランがない場合、提供できないサービスもあります。